

問Ⅴ－４－⑪（使途指定のある寄附の取扱い）

寄附者の定めた使途がある公益目的事業に係る資金があるのですが、控除対象財産のうち、いわゆる1号財産、5号財産、6号財産のいずれに整理したらよいか分かりません。どのような考え方で整理したらよいのでしょうか。また、これらの財産から果実が生じる場合はどのように考えるのでしょうか。

答

寄附者の使途の指定の内容を確認の上、基本的には以下のような考え方を参考に整理してください（寄附者の使途の指定の確認については、問Ⅴ－４－⑫参照）。

ただし、実際には多種多様な事例が考えられ、以下の考え方が直接当てはまらない場合も考えられることから、個々の具体的な事例に即して判断することとなります。

1 認定前に寄附者から取得した財産である場合

① 認定前に、寄附者により、当該資金の運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられている場合

通常は1号財産（公益目的保有財産）に該当します。

1号財産は、継続して公益目的事業のために使用しなければならないこととされています。この場合、運用益を具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられているため、その元本は、継続して公益目的事業のために使用するものということができることから、通常は1号財産に該当します。

② 認定前に、寄附者により、当該資金の元本を取り崩して、具体的な公益目的事業の財源に充てる旨の指定がかけられており、元本の全部又は一部が残存している場合

6号財産に該当します。

当該資金の元本の全部又は一部が取り崩されずになお残っている場合、その残っている元本は、交付者の定めた使途に充てるために保有している資金に当たるものということができることから、6号財産に整理します。

2 認定後に寄附者から取得した財産である場合

5号財産又は6号財産に該当します。

寄附を受けた当該資金のうち、その運用益を既に公益目的事業の財源として、寄附者の指定した使途に従って使用しているものは5号財産に該当します。一方で、例えば、寄附者により、元本を研究助成に充てることとされているが、現時点では使用されておらず、言わば待機している資金は6号財産に該当しま

す。

(注) 認定後に寄附者から取得した財産は、上記のとおり5号財産又は6号財産に整理され、直接1号財産に整理されることはありません。1号財産に整理されるケースとしては、例えば、一旦5号財産又は6号財産に整理された財産を支出することにより別の財産を取得した場合が考えられます(公益法人認定法第18条第5号)。なお、5号財産又は6号財産に整理できるのは、寄附について具体的な用途の指定があることが前提になりますので、ご注意ください。

3 1号財産及び5号財産の果実についても具体的な用途の指定がある場合

1号財産及び公益目的事業のための5号財産から生じる果実は、広く公益目的事業に活用するための財源となることが想定されており、公益目的事業の中でも、具体的な用途の指定がなければ、果実が発生した年度で一般正味財産増減の部に計上されることとなります。

一方、当該果実について具体的な用途の指定があれば、当該年度の指定正味財産増減の部に計上され、控除対象財産としては6号財産に整理されます。

ここで、6号財産に整理する際の「具体的な用途の指定」には、相当の期間内に費消されることが予定されていることを含んでいます。遊休財産額の保有の制限の趣旨に鑑みると、果実についても徒に長期の保有を認めることは望ましくありませんので、用途が明確に示されていて、「相当の期間内に費消することが見込まれる」ものについてのみ6号財産として控除対象財産に整理することができます。よって、果実について相当の期間内に費消することが見込まれないものは、たとえ正味財産増減計算書で指定正味財産増減の部に計上したとしても遊休財産規制上の控除対象財産には該当しないこととなります。

また、6号財産とされる元本については生じる果実の利用を直接の目的とするものではありませんが、保有により果実が発生した場合には、上記と同様になります。

なお、6号財産に該当しない果実についても、公益目的事業に供することが本来の目的であることから、例えば、将来の特定の費用として、事業計画に含めて見積もり、控除対象財産の4号財産として要件を整えて、整理することは可能です。その場合は、果実を一般正味財産増減の部に振り替え、それを財源とする特定費用準備資金として整理することとなります。